

議案第102号

山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例

山陽小野田市斎場条例（平成17年山陽小野田市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
山陽小野田市斎場	山陽小野田市大字厚狭26番地5

第9条を削る。

第10条第1項第2号中「、同月2日、8月15日」を削り、同条を第9条とし、第11条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表本市住民の死体等を火葬する場合の欄及びその他の欄を次のように改める。

本市住民の死体等を火葬する場合	その他
5,000	35,000
3,500	25,000
2,500	18,000
1,000	7,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に

使用の許可をしたものから適用し、同日前に使用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市斎場条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に斎場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">山陽小野田市斎場</td> <td style="text-align: center;">山陽小野田市大字厚狭26番地5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	山陽小野田市斎場	山陽小野田市大字厚狭26番地5	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に斎場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">山陽小野田市小野田斎場</td> <td style="text-align: center;">山陽小野田市大字小野田7140番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山陽小野田市山陽斎場</td> <td style="text-align: center;">山陽小野田市大字厚狭26番地の5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(販売行為等の禁止)</p> <p>第9条 <u>何人も斎場内において、市長の許可無くして、物品の販売、宣伝及び広告その他これに類する行為をしてはならない。</u></p> <p>(業務取扱時間等)</p> <p>第10条 斎場の業務取扱時間等は、次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休日 1月1日及び市長が必要と認める日</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p>	名称	位置	山陽小野田市小野田斎場	山陽小野田市大字小野田7140番地	山陽小野田市山陽斎場	山陽小野田市大字厚狭26番地の5
名称	位置										
山陽小野田市斎場	山陽小野田市大字厚狭26番地5										
名称	位置										
山陽小野田市小野田斎場	山陽小野田市大字小野田7140番地										
山陽小野田市山陽斎場	山陽小野田市大字厚狭26番地の5										
<p>(業務取扱時間等)</p> <p>第9条 斎場の業務取扱時間等は、次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休日 1月1日及び市長が必要と認める日</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(業務取扱時間等)</p> <p>第10条 斎場の業務取扱時間等は、次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休日 1月1日、<u>同月2日、8月15日</u>及び市長が必要と認める日</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p>										

第12条 (略)
 第13条 (略)
 第14条 (略)
 第15条 (略)
 第16条 (略)
 第17条 (略)

別表 (第8条関係)

(単位：円)

種別	本市住民の死体等を 火葬する場合	その他
12歳以上 (1死体につき)	5,000	35,000
12歳未満 (1死体につき)	3,500	25,000
死産児 (1死体につき)	2,500	18,000
胞衣又は身体の一部 (1個につき)	1,000	7,000

第13条 (略)
 第14条 (略)
 第15条 (略)
 第16条 (略)
 第17条 (略)
 第18条 (略)

別表 (第8条関係)

(単位：円)

種別	本市住民の死体等を 火葬する場合	その他
12歳以上 (1死体につき)	1,000	30,000
12歳未満 (1死体につき)	700	21,000
死産児 (1死体につき)	500	15,000
胞衣又は身体の一部 (1個につき)	200	6,000